

答 申 第 1 6 号
平成14年11月13日

千葉市代表監査委員
小 川 清 様

千葉市情報公開審査会
会長 多 賀 谷 一 照



千葉市情報公開条例第19条の規定に基づく諮問について（答申）

平成13年11月21日付け千監第157号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

「1999年度乃至2001年度の監査委員会議事録，監査委員連絡会議事録」不開示決定処分に対する異議申立てについての諮問

（諮問第19号）

答 申

第1 審査会の結論

千葉市監査委員（以下「実施機関」という。）は、「1999年度乃至2001年度の監査委員会議及び監査委員連絡会議の議事録（以下「本件公文書」という。）を不開示とした決定を取り消すべきである。

第2 諮問に至る経過

諮問に至る経過は、次のとおりである。

1 開示請求

異議申立人は、平成13年9月4日、千葉市情報公開条例（平成12年千葉市条例第52号。以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、実施機関に対し、本件公文書の開示請求を行った。

2 不開示決定

実施機関は、開示請求に対し、監査委員会議及び監査委員連絡会議共に議事録を作成しておらず、請求のあった公文書は存在しないとして、不開示決定を行い、その旨を平成13年9月17日付け13千監第122号で異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、不開示決定を不服として、平成13年11月14日、実施機関に対し、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づく異議申立てを行った。

4 諮問

実施機関は、平成13年11月21日付け13千監第157号で、条例第19条の規定に基づき、千葉市情報公開審査会に諮問した。

第3 異議申立人の主張要旨

異議申立書、意見書及び口頭意見陳述による異議申立人の主張の要旨は、次のとおりである。

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件公文書の不開示決定の取消しを求めるというものである。

2 異議申立ての理由

(1) 監査委員会議について

監査委員会議は、監査計画や監査に対する勧告の決定など、監査委員の業務に関する重要事項を決定する場であり、審議の経過、決定の理由、決定にいたる委員の意見、決定の内容などを記録した公文書が存在しないことはありえない。

(2) 監査委員連絡会議について

監査委員の業務遂行に必須な業務とされており、監査委員会議と同様に会議の結果などを記録した公文書が存在しないことはありえない。

第4 実施機関の説明要旨

異議申立てに対する実施機関の説明の要旨は、次のとおりである。

1 監査委員会議について

(1) 監査委員の性格及び機能について

監査委員とは、地方自治法の規定に基づき、地方公共団体の公正かつ効率的な行政運営を確保するために設置された独立機関である。

監査委員が行う監査には、定期監査、財政援助団体等監査、収入役及び企業会計管理者の保管する現金の出納事務を検査する現金出納検査、一般・特別会計及び基金運用状況並びに公営企業会計に係る決算審査、市の事務の執行が合理的かつ効率的に行われているか必要に応じて行う行政監査及び住民監査請求監査等がある。

そして、監査委員会議とは、地方自治法の規定に基づく各種の監査の実施等、その職務の執行に関し必要な事項を協議するために開催されるものである。

(2) 監査委員連絡会議について

監査委員連絡会議とは、全国、関東、千葉県あるいは類似都市である政令指定都市を単位として、各都市が団結し、監査委員相互の連携を密にし、監査委員制度の円滑な運営を図るために開催されるものである。

2 本件公文書の不開示決定について

(1) 基本的考え方

監査委員会議及び監査委員連絡会議についての議事録は、いずれも作成していないことから公文書不存在のため、不開示決定を行ったものである。

(2) 監査委員会議

監査委員は、各々独立してその職務を行う権限を有する独任制の執行機関である。監査委員の監査結果又はこの結果に基づく監査委員の意見が、当該地方公共団体の行政運営上の重要な判断基準あるいは指針となるものであることに鑑み、地方自治法はその大部分の決定について、監査委員全員の合議によるべきものとしている。

「監査委員の合議」とは、全監査委員が協議し、最終的に意見が一致することであり、合議に当たっては、いやしくも合理的な理由もなく、自説を主張して合議成立を妨げるようなことは慎むべきであり、各監査委員は合議成立に向けて協力すべき責務を有しているものと解されている。

このように、監査委員は、合議を整え監査結果を作り上げることに職責を果たすことであり、それぞれの監査委員の意見は監査結果に集約されていることから、監査委員会議における合議成立に至る審議経過や各監査委員の意見等を残す議事録は作成していない。

また、監査委員会議議事録の作成に関する法令上の規定はない。

(3) 監査委員連絡会議

開催都市の要請に応じて参加したもので、議事録は作成していない。また、本市が開催市となった会議は、会議の内容が参加都市の意見・情報交換の場として提供するもので、議事録は作成の必要のないものと判断し、作成していない。

第5 審査会の判断

審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明を検討し、実地調査を行った結

果、以下のように判断する。

1 本件公文書について

(1) 監査委員会議について

監査委員が行う監査には、市の財務に関する事務の執行及び市の経営に係る事業の管理について監査を行う定期監査、市が補助金等財政的援助を与えている団体及び資本金等を出資している団体を対象として必要に応じて行う財政援助団体等監査、一般・特別会計及び基金運用状況並びに公営企業会計に係る決算審査、市の事務の執行が合理的かつ効率的に行われているか必要に応じて行う行政監査及び住民監査請求監査等がある。

監査委員会議は、平成11年度において49回開催、平成12年度において45回開催、平成13年度において43回開催された。

(2) 監査委員連絡会議について

監査委員連絡会議とは、全国、関東、千葉県あるいは類似都市である政令指定都市を単位として、各都市が団結し、監査委員相互の連携を密にし、監査委員制度の円滑な運営を図るために開催されるものである。

2 本件公文書の不存在について

(1) 監査委員会議の議事録について

実施機関の説明によれば、監査委員会議は年に40回以上開催されており、監査の種類によりその進め方は異なるが、通常の会議は、資料を配付し、事務局が資料の説明を行いながら議事を進める方法をとっているというものであり、議事録は、これまで作成していない。

また、住民監査請求に係る審査に関し監査委員から事務局に対しての指示は、口頭でなされるものが多く、書面により指示されることは希であり、この場合であっても、メモ書き程度のものであるため公文書としても認識はしておらず、監査結果が出た後に廃棄している。

当審査会において、本件公文書の存在について、実地調査を行ったところ、住民監査請求に係る監査委員会議について、請求人からの意見聴取を行った「住民監査請求に係る請求人陳述発言要旨」及び「住民監査請求に係る請求人陳述議事録」（別件で異議申立人に一部開示済み）があった。

実施機関は、「住民監査請求に係る請求人陳述発言要旨」及び「住民監査請求に係る請求人陳述議事録」が請求人の陳述を記載したのみであり、監査委員の意

見・考えを記していないことから、議事録とは認識していなかった。

(2) 監査委員連絡会議の議事録について

監査委員連絡会議は、実施機関の説明によれば、会議において配付された資料に基づき議事が行われ、随行した監査委員事務局職員が配付資料を添付して復命を行っており、議事録は作成していない。

この件についても当審査会において、実地調査を行い確認したところ、平成11年度から平成13年度までに大阪市が主催した全国監査委員連絡会議の議事の内容をまとめた資料があった。

実施機関は、この資料についても議事録として認識していなかった。

(3) 審査会の判断

「議事録」とは、その会議において話し合われたことを記録として残すものであって、「議事録」という名称が形式的に用いられていないからといって請求文書を一律に不存在とするのではなく、請求者の請求趣旨をよく確認した上で公文書を特定すべきである。

したがって、実施機関は、異議申立人から請求の趣旨を確認した上で、改めて開示請求の趣旨に沿うものを請求対象公文書として特定し、開示・不開示の判断をすべきと考える。

3 附帯意見

なお、実施機関は、法令等による議事録作成の義務付けがなく、会議の運営も全て資料で事足りるため議事録は作成していない旨の説明を行っている。

しかし、審査会としては、監査委員における説明責任、透明性の確保という情報公開の観点から、監査委員会及び監査委員連絡会議の記録を残すことが望ましいと考える。ちなみに、平成14年4月以降に開催された監査委員会に関しては議事録を残すように改められている。

また、情報公開窓口担当者及び実施機関は、今後は請求者の請求趣旨と特定される公文書に相違のないよう請求者の請求趣旨をよく確認した上で請求を受け付けることに注意を払うべきである。

4 審査会委員の回避について

本件事案の審査に関し、平成14年9月30日で任期満了につき審査会委員を

辞職した川野辺委員から、住民監査請求から発展した住民訴訟について、弁護士として関与した経緯があるので、本件事案の審査に加わることにについて回避したい旨の申出があった。

審査会としても、審査の公正・中立性に疑義を受けないようにという川野辺委員からの申出の趣旨を尊重し、審査会委員の総意により、この申出を認めた。従って、同委員は本件事案の審査には関与していない。

以上により、冒頭の「1 審査会の結論」のとおり判断する。

<参考>

答申に至る経過

年 月 日	内 容
平成13年11月21日	諮問書の受理
平成14年1月15日	実施機関から理由説明書を受理
平成14年2月25日	異議申立人から意見書を受理
平成14年5月15日	審議（第49回審査会）
平成14年7月1日	実施機関から決定理由等の説明を聴取（第50回審査会）
平成14年8月19日	異議申立人から意見を聴取（第51回審査会）
平成14年10月7日	審議（第52回審査会）
平成14年11月6日	審議（第53回審査会）